

旭川医科大学情報セキュリティ対策実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年9月9日学長裁定)

旭川医科大学情報セキュリティ対策実施要項の一部を改正する要項

旭川医科大学情報セキュリティ対策実施要項（平成24年4月10日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (ネットワーク設計、機器導入及び設定) 第26 大学での新たなネットワークの設計及び構築にあたっては、教育、研究、医療及び管理事務といった目的の異なるネットワーク上の情報を物理的又は論理的に混在させないようにしなければならない。 2 ネットワークの改変を行う場合は、<u>情報基盤センター運営委員会（以下「委員会」という。）</u>の許可を得なければならない。 (ネットワーク機器) 第27 (略) (ネットワークの無許可利用等) 第28 ネットワークに接続する装置は、共同利用端末を除き、不特定多数の手に触れさせてはならない。 2 ネットワークのセキュリティ機能の管理を回避する目的でのバックドア（PPPサーバ、コンピュータに接続する公衆回線、VPN装置及びソフトウェア等をいう。）の設置を原則禁止する。	(略) (ネットワーク設計、機器導入及び設定) 第26 大学での新たなネットワークの設計及び構築にあたっては、教育、研究、医療及び管理事務といった目的の異なるネットワーク上の情報を物理的又は論理的に混在させないようにしなければならない。 2 ネットワークの改変を行う場合は、<u>情報セキュリティ委員会（以下「セキュリティ委員会」という。）</u>の許可を得なければならない。 (ネットワーク機器) 第27 (略) (ネットワークの無許可利用等) 第28 ネットワークに接続する装置は、共同利用端末を除き、不特定多数の手に触れさせてはならない。 2 ネットワークのセキュリティ機能の管理を回避する目的でのバックドア（PPPサーバ、コンピュータに接続する公衆回線、VPN装置及びソフトウェア等をいう。）の設置を原則禁止する。

- 3 独自のハードウェア回線等を設置する場合には、委員会の許可を受けなければならない。また、委員会の求めに応じて運用状況を報告しなければならない。

(ネットワークの日常運用)

第29 (略)

(端末機器等に関する基準)

第30 セキュリティ規程第3条に定める最高情報セキュリティ責任者は、必要に応じ、ネットワークに接続を許される機器の満たすべき最低限のセキュリティ対策基準を示す技術ガイドラインを、セキュリティポリシーに従って策定しなければならない。また、ガイドラインの基準に満たない機器をネットワークに接続してはならない。

- 2 全構成員及び一般利用者は、ガイドラインにかかわらず、常に最新のセキュリティ情報に注意を払い、端末機器を安全に運用できるように努力しなければならない。

- 3 全構成員及び一般利用者は、旭川医科大学情報基盤センター規程(平成16年旭医大達第81号。)第6条に定めるCSIRT又は委員会の要請があった場合には、ログ等に関する情報をCSIRT又は委員会に対して開示しなければならない。

(略)

附 則

この要項は、令和8年12月1日から施行する。

【改正理由】

本学の情報管理体制の強化を目的とした組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

- 3 独自のハードウェア回線等を設置する場合には、情報セキュリティ委員会の許可を受けなければならない。また、情報セキュリティ委員会の求めに応じて運用状況を報告しなければならない。

(ネットワークの日常運用)

第29 (略)

(端末機器等に関する基準)

第30 セキュリティ規程第3条に定める最高情報セキュリティ責任者は、必要に応じ、ネットワークに接続を許される機器の満たすべき最低限のセキュリティ対策基準を示す技術ガイドラインを、セキュリティポリシーに従って策定しなければならない。また、ガイドラインの基準に満たない機器をネットワークに接続してはならない。

- 2 全構成員及び一般利用者は、ガイドラインにかかわらず、常に最新のセキュリティ情報に注意を払い、端末機器を安全に運用できるように努力しなければならない。

- 3 全構成員及び一般利用者は、運営室又は情報セキュリティ委員会の要請があった場合には、ログ等に関する情報を運営室又は情報セキュリティ委員会に対して開示しなければならない。

(略)